

○野辺地町新庁舎建設検討委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 29 日施行

平成 29 年 7 月 21 日改正

(設置)

第 1 条 野辺地町新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、新庁舎の規模や必要な機能等に関する事項について検討協議するため、野辺地町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、基本構想について検討協議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 学識経験者又は見識を有する者等
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る検討協議が終了したときは解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員への報酬及び費用弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、町長への答申をもって廃止する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。